

第4期朝日町地球温暖化防止実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく町有施設の事務及び事業に係る実行計画)

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7年4月

富山県朝日町

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 基準年度・計画期間・目標年度	2
4 計画の対象範囲	3
5 計画の対象とする温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	5
1 第3期朝日町地球温暖化防止実行計画の実績	5
2 第4期計画における基準年度の温室効果ガス排出量	8
3 削減目標	10
第3章 目標達成に向けて実行すべき取組	11
1 庁舎等の省資源・省エネルギーの推進	11
2 廃棄物の排出量削減とリサイクル	12
3 グリーン購入の推進	14
4 施設の建設、改修等に関する取組	15
5 職員意識の啓発	15
第4章 推進・点検体制	16
1 推進体制	16
2 推進状況の点検と公表	16
3 研修、調査研究等	17
4 その他	17

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、通常の事業活動や日常生活により発生する温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）の大気中濃度が増加することによって地球全体の温度が上昇し、生態系や生活環境に大きな影響をおよぼすものであり、人類の生存基盤に関わる重大な問題です。

我が国では、平成 9（1997）年 12 月に開催された地球温暖化防止京都会議で採択された「京都議定書」に基づき、2008 年～2012 年の第一約束期間における平均的な温室効果ガス排出量を 1990 年比で 6 %削減するとの目標が定められました。

また、平成 11 年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体に対し、その事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）を策定し、公表するとともに、その実施状況及び温室効果ガスの総排出量を公表することが義務づけられました。

その後、我が国は京都議定書の第二約束期間（2013 年～2020 年）には参加せず、「京都議定書目標達成計画」は平成 24 年度末をもって終了しましたが、平成 25 年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP16）のカンクン合意に基づき、令和元（2020）年までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくこととしています。

その後、平成 27 年 7 月に国の地球温暖化対策推進本部において、令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を、平成 25（2013）年度比で 26%削減とする方針を決定し、同年の「パリ協定」の採択を受けて、平成 28（2016）年に地球温暖化対策計画が策定されました。

また、平成 27（2015）年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 のアジェンダ」は、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴール及び 169 のターゲットを提示しています。この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題等が数多く含まれており、地球の持続性に対する対応が重要とされているところです。

こうした動きを受け、本町では平成 22 年 12 月に朝日町地球温暖化防止実行計画、平成 27 年 4 月に第 2 期朝日町地球温暖化防止実行計画、令和 2 年 4 月に第 3 期朝日町地球温暖化防止実行計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制に向けて取り組んできました。また、令和 5 年 3 月には、令和 32（2050）年までに朝日町全域での温暖効果ガス排出ゼロを目指す「朝日町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定したところです。第 3 期朝日町地球温暖化防止実行計画につきましては、計画期間が令和 6 年度で終了することから、更なる地球温暖化防止に向け令和 7 年度を初年度とする 5 ヶ年計画を新たに策定するものです。

2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものです。朝日町の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

3 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和 5（2023）年度とし、計画期間を令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度までの 5 年間とします。

また、長期目標として、「朝日町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と同様に、令和 32（2050）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

なお、計画内容については、5 年ごとに見直すことを基本とし、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11		2050 令和 32
目標年度							
計画期間							

第 4 期計画

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、町の事務事業を実施する全ての部局を対象とします。(表1参照)

表1 【計画の対象施設】

対象施設		施設名
本庁		役場庁舎
保育所		ひまわり保育園、さくら保育園、いちご保育園、子育て支援センター ひまわり、子育て支援センター いちご
福祉施設等		老人福祉センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センター（あさひ総合病院内）、保健センター、児童館、朝日町病児保育室スマイル
下水道関連		朝日浄化センター、下水道各マンホールポンプ
公園		棚山ファミリーランド、三峯グリーンランド、ハーバルバレーおがわ、山村広場、城山、海浜公園、舟川さくら堤、農村公園
病院		あさひ総合病院
消防施設		朝日消防署、消防団分団車庫
教育委員会事務局		
教育施設	その他	図書館・明治記念館、教育センター、まちなか体育館
学校施設	小学校	さみさと小学校、あさひ野小学校
	中学校	朝日中学校
議会事務局		
その他		町営住宅（共用部分）、よこお団地（共用部分）、高齢者生きがいセンター棚山荘、駅前駐輪場、水防倉庫、除雪車格納庫、道路消雪施設、町営墓地、資源物回収広場、泊桜町線排水、山合川除塵機、あさひまちバス、ヒスイテラス、こすぎ家、町有移住体験住宅
指定管理施設		関の館、カルチャーセンターみやざき、共生の里さゝ郷、彩の里、南保みず穂館、やまざき紅悠館、大家庄華遊館、朝日町文化体育センター（第1体育館、第2体育館、武道館、屋内グラウンド）、朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場、あさひヒスイ海岸パークゴルフ場、ふるさと美術館、収蔵庫（旧ふるさと美術館）、まいぶんKAN、不動堂遺跡、歴史公園、らくち〜の、バタバタ茶伝承館、食彩あさひ、あさひ農学舎、あさひコミュニティホールアゼリア、五叉路クロスファイブ、さゝ郷ほたる交流館、

5 計画の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の対象となる温室効果ガスは、以下の7種類とされていますが、本町の事務事業に伴うパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（PF6）、三ふっ化窒素（NF3）の排出はほとんどないと考えられることから、本計画の対象外とします。

表2【温室効果ガスの種類】

区分	種類	人為的な発生源	地球温暖化係数
計画対象	二酸化炭素 (CO2)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。 排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。	1
	メタン (CH4)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋め立て等により排出される。	28
	一酸化二窒素 (N2O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。	265
	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	1,300
計画対象外	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	7,910
	六ふっ化硫黄 (SF6)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	23,500
	三ふっ化窒素 (NF3)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。	16,100

※ 地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果の強さを二酸化炭素と比較して示した数値です。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 第3期朝日町地球温暖化防止実行計画の実績

平成30年度から令和5年度までの事務及び事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量は、表3、4、5、6、7のとおりです。

なお、ここで使用する排出係数、温暖化係数は、各年の推移を見るために、第3期朝日町地球温暖化防止実行計画の基準年度となる平成30年度のものを使用しています。

そのため、毎年、報告・公表している排出量等とは一致しません。

表3 【第3期計画 温室効果ガス総排出量】

平成30年度の総排出量 (基準年度)	令和5年度の総排出量 (実績)	令和6年度の総排出量 (目標値)
7,589,516.56kg-CO2	6,760,648.30kg-CO2	7,134,145.57kg-CO2

表4 【第3期計画 温室効果ガス総排出量の実績（二酸化炭素換算量）及び推移】

項 目	二酸化炭素 CO2	メタン CH4	一酸化二窒素 N2O	ハイドロフルオロカーボン HFC	計
温暖化係数	1.00	25.00	298.00	1,430.00	
令和元年度	7,418,801.52	30,781.61	62,307.48	1,458.60	7,513,349.21
令和2年度	7,009,734.33	31,386.38	64,359.67	1,415.70	7,106,896.09
令和3年度	7,134,784.92	31,772.80	64,650.71	1,415.70	7,232,624.13
令和4年度	6,696,850.13	31,050.99	61,694.79	1,415.70	6,791,011.61
令和5年度	6,665,586.83	31,263.23	62,382.54	1,415.70	6,760,648.30
基準年度（平成30年度）と令和5年度実績を比較					
削減量(kg)	829,166.27	△385.04	44.13	42.9	828,868.25
削減率(%)	11.1	△1.2	0.1	2.9	10.9

【第3期計画 温室効果ガス総排出量実績（二酸化炭素換算量）及び推移】

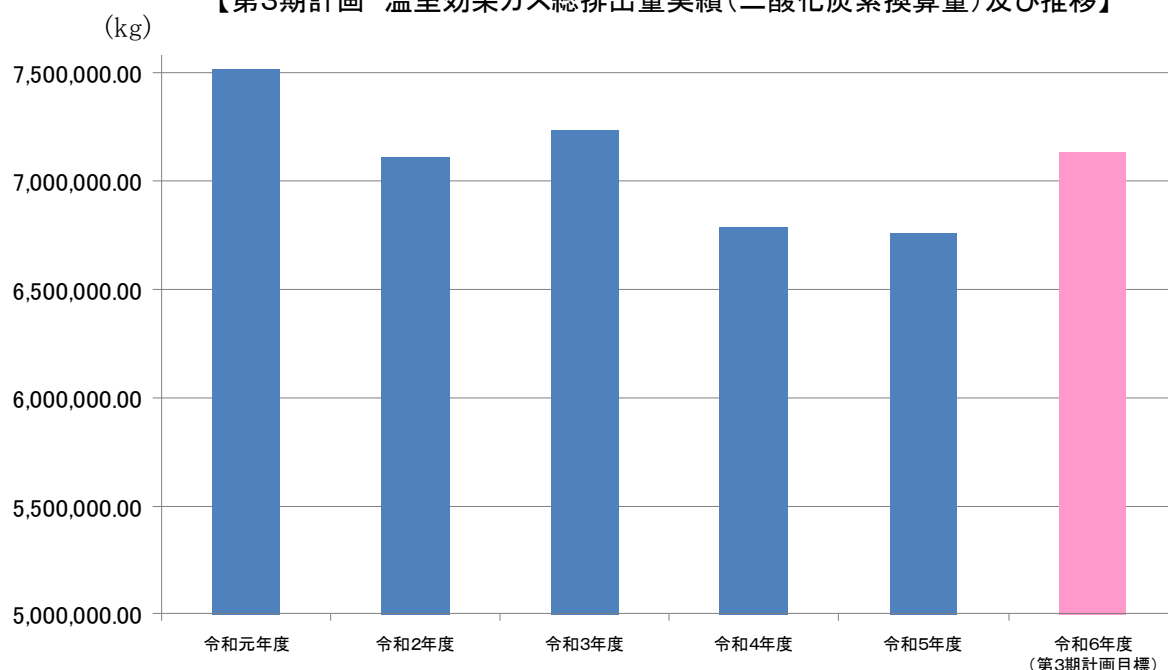


表5【第3期計画 活動区分別排出量の比較】

項 目			平成30年度 (基準年度) 実績	令和5年度 実績	削減量	削減割合 (%)
電気の使用		kWh	8,722,132.20	7,905,744.00	816,338.20	9.4
燃料	灯油	リットル	266,145.30	238,287.00	27,858.30	10.5
	A重油	リットル	203,806.00	221,170.00	△17,364.00	△8.5
	液化石油ガス	kg	35,616.10	15,025.50	20,590.60	57.8
車両	ガソリン	リットル	68,612.25	58,313.86	10,298.39	15.0
	軽油	リットル	45,179.34	37,667.51	7,511.83	16.6
	走行距離	km	948,261.00	795,193.52	153,067.48	16.1
	エアコンの使用	台	102.00	99.00	3.00	2.9
下水処理量		m ³	1,093,820.00	1,154,110.00	△60,290.00	△5.5
浄化槽処理人口		人	137.00	123.00	14.00	10.2

表6【施設別排出量の比較】

(単位:kg-CO2)

施 設 区 分	平成30年度 (基準年度) 実績	令和5年度 実績	削減実績 (H30とR5比較) (%)
本庁	474,954.88	394,280.29	17.0
保育所・福祉施設	504,824.07	354,704.34	29.7
下水道関連	550,025.31	530,026.43	3.6
公園・その他施設	198,191.00	197,084.49	0.6
あさひ総合病院	2,357,965.42	2,383,532.82	△1.1
消防施設	99,015.45	97,641.79	1.4
教育委員会事務局	4,035.96	2,290.59	43.2
教育施設	109,530.05	85,362.54	22.1
学校施設	501,657.17	418,945.59	16.5
議会事務局	1,876.73	970.12	48.3
指定管理施設	2,787,440.57	2,295,809.32	17.6
計	7,589,516.56	6,760,648.31	10.9

表 7 【第 3 期計画 配慮項目】

項 目	平成 30 年度 (基準年度)	令和 5 年度 実績	平成 30 年度（基準年度）と 令和 5 年実績を比較	
			削減量	削減割合 (%)
廃棄物排出量 (Kg)	170,866	273,954	△103,088	△60.3
用紙の使用量 (枚)	4,850,985	6,612,171	△1,761,186	△36.3

※廃棄物は可燃・不燃の計、用紙はA 4 換算としたもの

平成 30 年度を基準年度として、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間で、温室効果ガスの総排出量を 6.0 % 削減することを目標としていましたが、令和 5 年度では 6,760,648.31kg-CO₂ となり、10.9%削減となっています。

施設別でみると、小中学校の学校施設や保育所などの福祉施設、本庁舎などにおける電気使用量の減少等に伴い温室効果ガス排出量の大幅な削減となりました。

第 4 期計画においては、更なる具体的削減努力が必要であり、今後も引き続き温暖化対策の取組を行っていきます。

また、配慮項目における令和 5 年度実績は、廃棄物の排出量が 60.3%、用紙の使用量が 36.3%の増加となっていることから、削減の取組がますます重要となっております。

2 第4期計画における基準年度の温室効果ガス排出量

基準年度（令和5年度）における本町の事務事業に伴って排出された温室効果ガス 6,757,363.06kg-CO₂のうち、98.6%が、電気と燃料の使用による二酸化炭素です。このことから、温室効果ガスの削減のためには、電気使用量と燃料使用量の削減が必要不可欠であることがわかります。

なお、ここで使用する排出係数は、基準年度となる令和5年度のものを使用しています。

表8【第4期計画基準年度（令和5年度） 種類ごとの排出割合（二酸化炭素換算）】

項 目	排出量 (kg)	温暖化 係数	二酸化炭素換算排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素	6,665,586.83	1	6,665,586.83	98.7
うち電気の使用によるもの	5,228,604.97	1	5,228,604.97	77.4
うち燃料の使用によるもの	1,436,981.86	1	1,436,981.86	21.3
メタン	1,400.59	28	35,014.82	0.5
一酸化二窒素	209.34	265	55,474.41	0.8
ハイドロフルオロカーボン	0.99	1,300	1,287.00	0.0
計			6,757,363.06	100.0

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合があります。

表9【第4期計画基準年度(令和5年度) 活動区分別の排出割合（二酸化炭素換算）】

項 目			排出量実績	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
電気の使用		kWh	7,747,985.00	5,228,604.97	77.4
燃料	灯油	リットル	238,287.00	596,858.67	8.8
	A 重油	リットル	221,170.00	599,291.58	8.9
	液化石油ガス	kg	14,462.50	93,510.70	1.4
車両	ガソリン	リットル	53,574.32	92,249.58	1.4
	軽油	リットル	35,557.91	58,955.26	0.8
	走行距離	km	767,297.52	4,597.90	0.1
	エアコンの使用	台	99.00	1,287.00	0.0
下水処理量		m ³	1,154,110.00	77,371.53	1.1
浄化槽処理人口		人	123.00	4,635.87	0.1
計				6,757,363.06	100.0

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合があります。

表 10【第 4 期計画基準年度（令和 5 年度） 施設別の排出割合（二酸化炭素換算）】

施 設 区 分	二酸化炭素換算量 (kg-CO2)	割合 (%)
本庁	394,197.07	5.8
保育所・福祉施設	354,551.41	5.2
下水道関連	526,976.65	7.8
公園・その他施設	197,117.98	2.9
あさひ総合病院	2,383,490.51	35.3
消防施設	97,566.17	1.4
学校施設	419,070.70	6.2
教育委員会事務局	2,287.99	0.1
教育施設	85,360.20	1.2
議会事務局	962.65	0.1
指定管理施設	2,295,781.72	34.0
計	6,757,363.06	100.0

※端数処理のため、合計などの計算は一致しない場合があります。

3 削減目標

(1) 総排出量に係る削減目標

冷暖房温度の適正管理やノー残業デーなど、既に省エネルギーに対する取り組みを進めているため、排出量の大幅な削減は必ずしも容易ではありませんが、役場庁舎や朝日町文化体育センターなど町公共施設への再生可能エネルギー（太陽光発電）の導入や照明のLED化、高効率空調の導入など二酸化炭素排出削減とともに、光熱費の削減を図り、維持管理費などのライフサイクルコストの低減を推進することにより、第4期計画では、事務事業に伴って排出される温室効果ガス排出量について、令和11（2029）年度（改定年度）までに、令和5（2023）年度（基準年度）比で、「**8.2%の削減**」目標とします。

これは、令和5年3月策定の朝日町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、業務部門で2019年度から2030年度までに排出量を15.0%削減するとなっていることから、年率換算で「**8.2%の削減**」目標とするものです。

表11【第4期計画 二酸化炭素排出量の削減目標】

（単位：kg-CO2）

施設区分	令和5（2023）年度 基準年度	削減目標率 （%）	令和11（2029）年度 目標年度
本庁	394,197.07	8.2	361,872.91
保育所・福祉施設	354,551.41	8.2	325,478.19
下水道関連	526,976.65	8.2	483,764.57
公園・その他施設	197,117.98	8.2	180,954.31
あさひ総合病院	2,383,490.51	8.2	2,188,044.29
消防施設	97,566.17	8.2	89,565.74
学校施設	419,070.70	8.2	384,706.90
教育委員会事務局	2,287.99	8.2	2,100.38
教育施設	85,360.20	8.2	78,360.66
議会事務局	962.65	8.2	883.71
指定管理施設	2,295,781.72	8.2	2,107,527.62
計	6,757,363.06	8.2	6,203,259.28

(2) その他の削減目標

温室効果ガス排出の現況にかんがみ、電気と燃料の使用量を中心に削減しますが、配慮項目として、用紙類の使用量削減、廃棄物の減量化についても、令和5（2023）年度（基準年度）比で、温室効果ガス総排出量「**8.2%の削減**」を目標とします。

表12【第3期計画 配慮項目】

項目	令和5（2023）年度 基準年度	目標		令和11（2029）年度 目標年度
		削減量	削減割合 （%）	
廃棄物排出量（kg）	273,954	22,465	8.2	251,489
用紙の使用量（枚）	6,612,171	542,199	8.2	6,069,972

※廃棄物は可燃・不燃の計、用紙はA4換算としたもの

第3章 目標達成に向けて実行すべき取組

朝日町地球温暖化防止実行計画の目標を達成するために取り組むべき具体的な行動例は、次のとおりとします。

1 庁舎等の省資源・省エネルギーの推進

(1) 冷暖房の運転基準

①冷房の運転基準

- ・冷房設定温度は 27 度を目安とする。
- ・外気のとりいれにより室温低下が見込めるときは、まず外気のとりいれを行う。

②暖房の運転基準

- ・暖房設定温度は 22 度を目安とする。

③冷暖房の運用

- ・運転時間は、勤務時間内とする。
- ・部屋毎に風量を適宜調整し、必要以上に冷暖房を行わない。
- ・会議室を使用した場合は、会議終了後使用者にて冷暖房を切る。
- ・こまめに清掃点検を行い、冷暖房効率の維持に努める。
- ・吹き出し口付近を整理整頓し、送風を妨げない。
- ・ブラインドやカーテンを利用して遮光、採光を行い、冷暖房効率を高める。
- ・高气密・二重ガラス窓やドアの設置を検討する。
- ・グリーンカーテンや屋上緑化を推奨する。

④快適な服装

- ・執務中の服装は通年輕装を推奨するが、体感温度には個人差があるため、服装の工夫は個々に行い、来客者に不快感を与えないようにする。
＊ただし、あさひ総合病院の診療等に携わる部署については適用外とする。

(2) 照明器具の節電、部分消灯

- ・照明器具の使用は、原則として勤務時間内とし、始業前、休憩中、部屋を閉じた後などは、ただちに不要部分の消灯を行う。
- ・器具等の入れ替え・修繕等の際は、使用電力の少ないもの、電力効率の良いものを採用する。また、人感点灯方式の導入を検討する。
- ・外灯は、季節によりこまめに点灯時間を適切に調整し、不要な時間帯は消灯する。

(3) パソコン・プリンター・コピー機の電源断

- ・退庁時の電源断を徹底する。
最後に退庁する者による電源断の確認励行
- ・予熱不要、低電力、オートオフが可能な機器を導入する。
- ・待機電力を削減する機器の設置を図る。
- ・長期間使用しない機器はコンセントを抜く。

(4) 時間外勤務の削減

- ・事務の効率化を図り、時間外勤務の削減と水曜日をノー残業デーと位置づけ徹底を図る。
- ・業務終了後はすみやかに退庁する。

(5) エレベーターの使用制限

- ・荷物運搬や身体に障害のある者等を除き必要最低限の使用とする。
- ・時間外は原則停止するものとし、稼働が必要な場合でも必要最低限の稼働とする。

(6) 施設構造、電気設備、機械設備、機器の見直し

- ・部分消灯ができるよう照明スイッチの細分化を検討する。
- ・インバーター制御の導入を検討する。
- ・消費電力が少なく、電力効率のよい機器の導入、更新を図る。
- ・新たな施設整備の際には、省エネ設備の導入に努める。
- ・定期的な点検修繕、適正な機器保守を行うことで機器の長寿命化を図る。
- ・電球の更新にあたっては、LED電球の導入に努め、省エネと長寿命化を図る。
- ・電気効率の悪い老朽化した電化製品等は、エネルギー消費効率の高い製品への更新を図る。

(7) エコドライブの導入

- ・公用車の更新にあたっては、電気自動車・ハイブリッド自動車の導入を図る。
- ・公用自転車・原動機付自転車を導入する。
- ・近距離移動には、自転車や原動機付自転車を使用する。
- ・カーエアコンの使用を自粛する。
気象条件に応じて、カーエアコンの使用自粛と適切な温度設定を行う。
- ・適正運転・管理により燃料費を削減する。
不要な荷物をおろす。
適正なタイヤ空気圧とする。
急加速・急発進をしない運転に努める。
アイドリングストップを励行する。

(8) フロン漏えいの防止

- ・フロン排出抑制法に規定される第1種特定製品を所管する担当課は、フロンの漏えいを防止するため、同法に基づく定期点検を実施し、異常を認めたときは速やかに修理を行う。

2 廃棄物の排出量削減とリサイクル

(1) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

- ・施設ごとに、缶、びん、ペットボトル、雑誌、新聞、ダンボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製品の分別を徹底し、再資源化を行う。
- ・リサイクルを推進し、不用意なゴミの廃棄を減らす。
- ・自動販売機業者に対し、空き容器の回収を義務づける。
- ・備品購入時には、詰め替え、差し替えのできる製品を選択する。
- ・納品業者等に、過剰な包装を控えるように要請する。
- ・物品購入については、納品時に内容の確認を行い、梱包は業者に引き取ってもらう。
- ・コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収、リサイクルを徹底する。
- ・乾電池は、充電式のものを購入する。
- ・使用済みペットボトルキャップ・切手・プリペイドカードや書き損じハガキの回収ボックスを設置し回収する。

(2) 3R活動による循環型社会システムの推進

①リデュース【reduce】：抑制する、減らす、縮小する

- ・使い捨て商品になるべく買わず、同じ用途であればリサイクル製品を購入する。
- ・過剰包装、不要な封筒の使用を避ける。

②リユース【reuse】：再生する、再利用する

- ・部署毎にミスコピー回収ボックス（サイズ毎に）を設置する。
- ・大型コピー機（図面用）にミスコピー回収ボックスを設置する。
- ・ミスコピー用紙を有効利用する（裏面の再使用）。
- ・大型コピー機のミスコピー用紙を有効に利用する（保育所にて裏面の使用）。
- ・使用済み封筒を再利用する。
- ・A4サイズ以上の封筒には、再利用しやすいよう裏面等に再使用用の郵便番号記入枠や切り貼り線等を印刷する。
- ・不用になった物品等は、管理替え等により、再使用、長期使用に努める。

③リサイクル【recycle】：再生利用する

- ・不用廃棄紙は、リサイクルの徹底を図る。
- ・缶、びん、ペットボトル、雑誌、新聞、ダンボール、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、プラスチック製品の分別リサイクルの徹底を図る。
- ・資源ゴミの分別リサイクルボックスを施設毎に設置する。

(3) トイレ・洗面所・給湯室・消雪・散水等の節水

- ・水道水压を適正に調節する。
- ・トイレ等の節水を励行する。
- ・庁舎内洗面所の自動水洗化を図る。
- ・水漏れの定期点検を徹底する。
- ・融雪・洗車・植栽への散水等は、効率的・計画的に行う。

(4) 紙使用量の削減

①用紙類の使用削減

ア．コピー等の適正な使用

- ・コピー機の使用前に設定を確認しミスコピーをなくする。
- ・両面コピーを徹底する。
- ・縮小コピー機能を活用する。
（A3の資料をA4にする。縮小によりA4数枚をA4 1枚にする等）
- ・OA機器で作成した文書等を印刷する時は、プレビューで大きさや配置・印刷設定等を確認してから印刷する。

イ．会議資料等の適正化

- ・会議資料や事務資料の作成時には、内容やレイアウトを精査し、枚数を抑制する。
- ・会議出席人数等を精査し、必要最小限の部数とする。
- ・会議資料はA4とし、A3資料を避け、配布済みの資料は再配布しないようにする。

ウ．ペーパーレス化の推進

- ・OA機器で作成した文書等の内容確認は画面で行い、不要なプリントアウトを行わないようにする。
- ・職員向けの資料（予算書、議案書、決算書、予算資料、各種計画書等）は、印刷配布せず共有データとして利用できるようにする。
- ・積極的にタブレット端末を活用し、印刷枚数の抑制に努める。

エ. 文書事務に関する配慮

- ・形式的な添付文を省略するとともに、支障のない場合にはFAX送付書を省略する。
- ・通知、照会等の添付書類は必要最小限とする（法令等は該当部分のみの抜粋とする等）。
- ・ファイル、バインダー等の再利用を推進する。

オ. 外注印刷物の発注にあたっての配慮

- ・冊子、パンフレット、ポスター、報告書等を外注する際には、必要性、発行回数、発行部数、ページ数を精査し、必要最小限とする。
- ・封筒類、伝票用紙類の発注は、必要最小限とする。

②用紙類の再利用

ア. ミスコピー用紙の再利用

- ・手持資料、職場内協議資料の印刷やFAXの印刷用紙、メモ用紙として、ミスコピーの裏面等を利用する。

イ. 封筒の再利用

- ・町機関相互の文書送達には原則封筒を使用せず、使用する場合は使用済み封筒を再利用する。

3 グリーン購入の推進

(1) 環境に配慮した購入の取組

- ・紙類については、環境負荷の低減に配慮した再生紙を選択する。
外注印刷物の用紙についても同様とし、再生紙を使用している旨を表示する。
- ・文具類、機器類等については、環境負荷の低減に配慮した商品（再生プラスチック、間伐材、古紙等の再生材料から作られているものなど）を選択する。
- ・トイレットペーパーは、古紙配合率100%、シングル巻きタイプを選択する。
- ・OA機器、家電製品、照明等については、省エネルギー対応の商品を選択する。
- ・制服、作業服など繊維製品については、再生PET樹脂を使用した製品を選択する。
- ・公共工事については、再生材料を使用した資材や環境に配慮した建設機械の使用を進める。

(2) 長期使用による購入量の削減

①長時間の使用、再利用の徹底

- ・使い捨て製品の使用を抑制し、詰め替え可能な製品を積極的に使用する。
- ・備品等の故障や不具合の際には、可能な限り修繕し、長期使用する。
- ・不要になった備品等は、管理替え等により、再使用、長期使用に努める。
- ・ファイル等を再利用する。

4 施設の建設、改修等に関する取組

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の統廃合及び設備更新の推進
公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の統廃合等を計画的に進めるとともに、将来的に継続して使用する公共施設については、施設の長寿命化とあわせて、省エネ性能の高い設備への更新及び維持管理を適切に実施する。
- (2) 省資源・省エネルギーに配慮した施設の整備
- ①自然エネルギー等の活用
 - ・太陽光発電、風力発電、小水力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギーなど自然エネルギーの活用、廃熱利用など新エネルギーの活用を進め、併せて蓄電池の導入を進める。
 - ・自然採光・通風を活用した設計とする。
 - ②未利用エネルギーの利用
 - ・地中熱、下水熱、排水熱などの未利用エネルギーの活用を進める。
 - ③エネルギー利用の向上
 - ・外気の活用、遮断が可能な建具の採用、複層ガラスや熱反射ガラスの採用、外壁の断熱化等により、建築物の断熱性の向上に努める。
 - ・省エネルギー型の照明機器、空調設備等を導入する。
 - ④水利用の合理化、再利用
 - ・節水コマ、自動水栓など節水に有効な設備を導入する。
 - ・地下水を利用する消雪設備について適切な維持管理を行う。
 - ⑤BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）導入の検討
 - ・情報通信技術を活用し、空調や照明設備等を制御して省エネ、省コストを行うシステムである「BEMS」導入を検討する。
 - ⑥ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現
 - ・上記の施設整備などによって、施設の「ZEB」（さまざまな省エネ、創エネ技術を組み合わせて、建物で消費する年間の一次エネルギー収支をゼロにすることを目指す建物）の実現を目指す。
- (3) 緑化等の環境整備
- ・施設周辺には、可能な限り緑地の設置や植栽を行う。
- (4) 環境負荷の少ない施工作业
- ・建設廃棄物の適正処理の徹底を図る。
 - ・建設機械などについては、低公害型建設機械の使用を発注者として促す。
 - ・リサイクルから作られた建設材料の使用に努める。

5 職員意識の啓発

本計画の温室効果ガス排出削減目標を達成するためには、職員一人ひとりが計画の目標を理解し、取組を実施することが重要です。

そのため、職員は日常的な意識啓発を高め、意識の向上から省エネ行動などの実施にむけた取組につなげていきます。

なお、出先機関の職員に対しても同様の取組を要請し、本計画の目標及び取組項目の周知・徹底に努めます。

第4章 推進・点検体制

1 推進体制

実行計画は、次のような体制により推進します。

(1) 推進組織

①環境行政推進委員会

- ・委員長に住民・子ども課長、委員として各部署の課長代理等により構成する環境行政推進委員会を置く。

②所掌事務

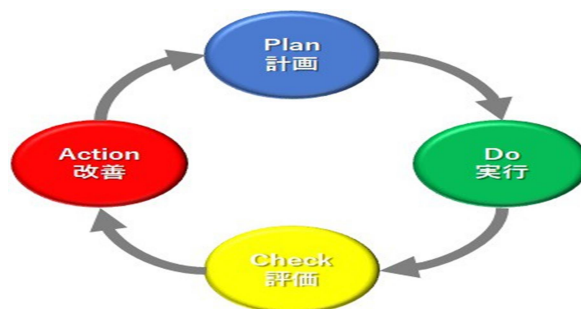
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に定める町施設におけるエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出量等の定期的な調査に関すること。
- ・町施設におけるエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出量等の低減に向けた中長期計画並びに実行計画の策定に関すること。
- ・グリーン購入法の推進及び町施設における廃棄物の資源化推進に関すること。
- ・職員への実行計画の推進に係る情報提供及び意識啓発に関すること。

(2) 委員の責務

- ・部署内の実行計画に基づく日常的な取組を推進すること。
- ・部署内の実行計画の指導に関すること。
- ・担当部署内の掌理施設に対して実行計画の取組を推進すること。

2 推進状況の点検と公表

- ・環境行政推進委員は、各部署の推進状況を取りまとめ、環境行政推進委員会に報告するものとします。
- ・環境行政推進委員会は、各部署の推進状況を点検・評価し、是正措置等必要な指示を行います。
- ・本実行計画及び進捗状況、その他変更や見直しについては町ホームページ等により公表します。



3 研修、調査研究等

- ・職員の環境保全に関する意識の啓発のため、環境に関する研修を計画的に推進します。
- ・職員の環境保全に関する意欲向上のため、環境に関する情報の収集、調査研究を進めます。
- ・職員の環境保全活動への積極的な参加が進められるような環境づくりを進めます。

4 その他

- ・関係機関や団体等に対しても、町と同様の取組がなされるよう、計画を周知するとともに、適切な助言等に努めます。
- ・実施計画の具体的な取組内容を施設内に掲示し、職員や来客者に周知します。